虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人
山口市社会福祉協議会

1.事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に務め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)放棄・放置(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5)経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2.事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるという認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束を行わない。

個々の心身の状況や障がいの特性を理解したうえで、身体拘束を行わないことが原則であるが、例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

(1)切迫性

生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

(2)非代替性

身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

(3)一時性

身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

3. 虐待発生時の報告・対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には速やかに報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市担当課及び警察署の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

なお、報告した職員に対し、報告したことを理由に解雇、その他不利益な取り扱いを行わないものとする。

(1)職員等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、虐待防止担当者(介護・障がいサービス課長)及び相談窓口担当者(総務課担当者)へ報告する。

障害者虐待は、山口市障がい者虐待防止センター(山口市障がい者基幹相談支援センター)
☎083－934－2988　Fax083－934－4142

高齢者虐待は、山口市高齢福祉課(山口市基幹型地域包括支援センター)
☎083－934－2758　Fax083－934－2647

(2)相談や報告があった場合、虐待防止担当者は報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じて関係者からも事実を確認する。

(3)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求めて必要な措置を講じる。

(4)上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の担当課や外部機関に相談する。

(5)事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6)虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市担当課に報告する。

4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1)委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たしているかどうかについて評価し、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の方法・時間帯・期間・場所等について検討し、確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

（2）利用者本人や家族等に対しての説明
　身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間などを詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。「身体拘束・行動制限に関する説明書」に最小限の身体拘束・行動制限を実施する旨を盛り込み、本人または家族に同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施する。

（3）記録
　専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお、身体拘束の検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

（4）拘束の解除
　上記の記録と再検討の結果、身体拘束の3要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

5. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修に関する事項
　虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修を各所属において年1回以上実施する。

6. 成年後見制度の利用支援
　利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 苦情解決体制の整備
　利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

8.当該指針の閲覧に関すること
　本指針は、利用者又はその家族等が自由に閲覧できるよう各事業所に常設し、文書またはホームページ等で公表する。

9.変更及び廃止手続
　本指針の変更及び廃止は、会長決裁（甲）により行う。

附則　本指針は、令和6年4月1日より施行する。
附則　令和8年4月1日より施行する。